

第17回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年6月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館「オレンジール」



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

■ 第17回定時株主総会招集ご通知	1
《添付書類》	
■ 事業報告	2
■ 計算書類	16
■ 監査報告書	20
■ 株主総会参考書類	22

平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号

株式会社フェイスネットワーク

代表取締役社長 蜂 谷 二 郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 「オレンジール」
3. 目的事項
報告事項 第17期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）におけるわが国の経済は、政府・日本銀行による各種経済・金融緩和策を背景として、企業収益・雇用情勢は改善しており、個人消費は持ち直しの動きがみられ、設備投資は緩やかに増加しております。また、米国では景気は着実に回復が続いており、欧州では緩やかに回復、アジアでも総じて持ち直しの動きがみられております。

今後の日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待出来ます。一方で、米国新政権の政策動向、中国の不動産・金融市場の動向、欧州の政治における不透明感等から、為替・金利動向や企業収益への影響に留意する必要があります。

当社が属する不動産業界におきましては、首都圏の新築マンションの販売戸数は平成29年度は前年に比べ1.1%増加し3万6,837戸、販売平均価格においても6.9%上昇の5,921万円となりました。また、平米単価は7.9%上昇し86.4万円となりました（「首都圏マンション市場動向2017年度」、(株)不動産経済研究所調べ、平成30年4月16日発表）。東京オリンピック開催や震災復興等の影響を受け高騰した建築費は高止まりの傾向にあります。一方で購入需要は、首都圏への人口流入及び単身世帯の増加傾向を背景に、首都圏においては安定した賃貸需要が続いており、低金利の下支えもあって堅調に推移しております。

このような環境の中で当社は、引き続き城南3区を中心として自社ブランドマンションGranDuoシリーズの土地情報収集力の強化を行いました。この結果、当事業年度の業績は、売上高13,945,812千円（前期比37.5%増）、営業利益1,237,782千円（前期比5.7%増）、経常利益1,046,482千円（前期比1.3%増）、当期純利益708,896千円（前期比0.3%増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業につきましては、売上高は自社ブランドマンションGranDuoシリーズの販売数が増加いたしました。また中古一棟ビルリノベーションの自社ブランドGrand Storyの販売を開始しました。

この結果、売上高は13,500,573千円（前期比37.6%増）、セグメント利益は1,164,406千円（前期比2.9%増）となりました。

② 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業につきましては、自社ブランド新築一棟マンションGranDuoシリーズの販売棟数が増加したため、不動産オーナーの所有する新築一棟マンションの管理運営受託件数が増加しました。

この結果、売上高は445,238千円（前期比34.0%増）、セグメント利益は73,375千円（前期比85.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は504,653千円であります。主な設備投資は、賃貸等不動産の取得による建物及び構築物476,922千円であります。設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

新築一棟マンションの用地仕入資金として物件ごとに必要に応じて各金融機関より資金調達をしております。

平成30年3月15日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、総額1,030,400千円の資金調達を行っております。また、平成30年3月29日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式発行により、総額231,840千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

① 優良な自社企画開発物件の安定供給事業期間の短縮

自社企画開発物件である新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズを安定的に供給する体制づくりは重要な課題です。課題解決のため用地仕入・設計企画開発力を強化して参ります。用地仕入に関しては、用地仕入人員の拡充を行います。さらに不動産業者への訪問、電話、メールの頻度を増やすことにより業者と密に連携をとり、用地仕入情報の拡充を図ります。また設計企画開発に関しても、人員の拡充を行います。さらに新築一棟マンションのターゲット世代に人気の設備や間取り、デザインを賃貸仲介店舗スタッフの情報から厳選することにより高い人気・入居率を保持する物件の設計企画開発を行って参ります。

② 自社企画開発物件の事業期間維持

当社において納期の遵守は重要と捉えております。今後事業規模の拡大により取扱物件数が増加しても、納期を遵守し、計画したプロジェクト期間を維持していくため、当社の特徴であるワンストップサービス体制の強化と優良な工事下請け業者の確保が必要です。ワンストップサービス体制の強化のため、優良な人材の確保及び教育研修の充実を図り、全社での交流会を定期的に行うことで社内でのコミュニケーション向上を目指します。また、優良な工事下請け業者の確保のため、「蜂友会」という当社安全協力会を設置し工事下請け業者との協力体制の強化を図っております。

③ ブランド力の強化及び知名度の向上

当社が供給する新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズは城南3区を中心に展開しております。城南3区を中心としてブランド力を強化し、知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規入居者獲得を行うことが、販路拡大につながるため、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動に取り組んで参ります。

④ 優秀な人材の確保及び教育研修の充実

当社の安定的な成長のためには、不動産の仕入、設計、施工、管理、販売及び入居者募集といった専門的な知識及び経験を有する人材や宅地建物取引士、建築士等の専門的な資格を有する優秀な人材を継続して確保、育成することが重要だと考えております。入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図って参ります。

⑤ 財務基盤の維持・充実

安定的かつ継続的に自社企画開発物件を提供していくためには、金融機関からの資金調達が不可欠であり、金融機関との良好な取引関係を保つことが、安定した借入を継続的に行っていくため必要となります。常に様々な視点から当社のおかれている状況を分析し、定期的に金融機関に業績説明を行い、良好な関係を維持することに努めて参ります。

⑥ コンプライアンス経営の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部、監査役会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦ 新規事業の展開について

当社は、主力事業である新築一棟マンション販売を中心に堅調に成長しておりますが、当社の更なる成長の加速と事業の拡大のため、新規事業の開拓を行っていくことが必要不可欠と考えております。中長期的な視点で新規事業を育成し、将来の中核事業の一つへと発展・拡大させるため、企画立案力の強化、人材確保及び積極的な営業活動に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第14期	平成27年度 第15期	平成28年度 第16期	平成29年度 (当期)第17期
売 上 高	4,221,614 千円	7,108,197 千円	10,145,728 千円	13,945,812 千円
当 期 純 利 益	278,209 千円	303,354 千円	707,048 千円	708,896 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	76.54 円	75.84 円	176.76 円	175.52 円
総 資 産	3,826,701 千円	6,524,037 千円	9,671,794 千円	12,714,340 千円
純 資 産	462,949 千円	747,131 千円	1,459,331 千円	3,334,935 千円

- (注) 1. 第14期において決算日を8月31日から3月31日へ変更しております。第14期は7ヶ月間となっております。
2. 当社は、平成26年12月1日において不動産の開発・管理業務と販売業務を統合するため、株式会社フェイスネットワークを吸収合併し、商号を株式会社フェイスから株式会社フェイスネットワークへ変更しております。
3. 当社は、平成26年12月25日付で普通株式1株につき106株の分割、平成29年12月1日付で普通株式1株につき40株の分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
不動産投資支援事業	新築一棟マンションの販売/請負工事/設計
不動産マネジメント事業	管理運営 (入居者募集/入金管理/メンテナンス他)

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
当社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117名	23名増	40歳9か月	2年1か月

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	1,153,000 千円
シンジケートローン	1,065,000
西武信用金庫	995,383

(注) シンジケートローンは株式会社りそな銀行を幹事とし、株式会社商工組合中央金庫・西武信用金庫・株式会社東京都民銀行・株式会社東日本銀行の協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

4,980,000株

(3) 株主数

2,854名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社88	2,000,000株	40.16%
蜂谷二郎	800,000	16.06
株式会社SBI証券	115,000	2.31
小泉和弘	100,000	2.01
相澤篤	100,000	2.01
吉田俊雄	100,000	2.01
山元孝行	80,000	1.61
日本証券金融株式会社	63,500	1.28
佐野宏江	60,000	1.20
石丸洋介	60,000	1.20

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
蜂谷 二郎	代表取締役社長	—
吉田 俊雄	専務取締役（不動産事業本部長）	—
山元 孝行	常務取締役	—
佐野 宏江	取締役（経営管理本部長）	—
大津 茂太郎	取締役（建築本部長）	—
香月 裕爾	取締役	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役
草原 裕之	監査役	—
入山 利彦	監査役	株式会社ヤトー取締役
石橋 幸生	監査役	公認会計士・税理士事務所 I & I パート ナーズ代表 株式会社 I & I パートナーズ代表取締役 株式会社スポプレ取締役 ティエムファクトリ株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 香月裕爾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 入山利彦氏および石橋幸生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 石橋幸生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 香月裕爾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお当事業年度末日において、当該契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 130,200千円 (うち社外 1名 3,600千円)

監査役 4名 13,350千円 (うち社外 3名 5,250千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	兼職先と当社との関係
社外取締役	香月裕爾	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役	当社との特別な関係はありません。
社外監査役	入山利彦	株式会社ヤトー取締役	当社との特別な関係はありません。
社外監査役	石橋幸生	公認会計士・税理士事務所 I&Iパートナーズ代表 株式会社I&Iパートナーズ 代表取締役 株式会社スポプレ取締役 ティエムファクトリ株式会社 監査役	当社との特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	香月裕爾	当事業年度開催の取締役会16回中16回出席しております。 主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。
社外監査役	入山利彦	当事業年度開催の取締役会16回中16回、監査役会14回中14回出席しております。 前職における役員としての会社経営・組織運営に関する豊富な知識と経験に基づいた助言、提言等を行っております。
社外監査役	石橋幸生	当事業年度開催の取締役会16回中16回、監査役会14回中14回出席しております。 主に公認会計士・税理士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,700千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本公認会計士協会が公表する監査、保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」及び公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、妥当と判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公募増資及び売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお現在において、当該契約は締結しておりません。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、平成28年12月15日の取締役会にて、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
 - b. 取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。
 - c. 監査役会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
 - d. リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
 - e. 監査部門は代表取締役社長へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査役に報告する。
 - f. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
 - g. 内部通報制度の窓口を社内に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。
 - h. 反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で経営管理本部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。

- b. 情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 業務に係る各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
 - b. リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 迅速な意思決定が行えるよう、重疊的な階層を極力排除した組織とする。
 - b. 取締役会並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
 - c. 全社の重要な事項の決定に際しては、経営管理本部（コーポレート機能部門）をはじめ、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
 - d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
 - e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の職務を補助する監査役会事務局は監査役会の要求により設置するものとする。
 - b. 前号の従業員の数、人選等については監査役会との間で協議のうえ決定する。
 - c. 監査役の職務を補助する従業員は、その職務に従事する間、監査役の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 当社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査役に報告するものとする。

- b. 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
 - c. 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査役へ報告を行う。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査役会に送付する。
 - b. 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明する。
 - c. 監査部門又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
 - d. 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(当該体制の運用状況の概要)

当社における業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスの状況

当社のコンプライアンス意識の向上のため、外部講師を招いてインサイダー取引等の法令や社会的規範に関する研修教育を行いました。また、コンプライアンス違反となりうる事象の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報制度運用規程の整備を行うと共に、内部通報制度を導入し、全社員に周知を行っております。

② 取締役の職務執行

取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

③ 監査役の職務執行

監査役会を14回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査部にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社

長に報告しております。また監査役、会計監査人、内部監査は互いに連携し定期的に意見交換を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,761,215	流動負債	6,142,303
現金及び預金	3,458,046	工事未払金	514,936
完成工事未収入金	5,946	短期借入金	751,000
販売用不動産	652,411	1年内返済予定の長期借入金	3,659,033
仕掛販売用不動産	5,445,226	1年内償還予定の社債	20,000
前渡金	127,065	未払金	49,070
前払費用	33,223	未払費用	24,202
繰延税金資産	32,907	未払法人税等	195,742
その他	6,387	前受金	242,416
		未成工事受入金	379,193
		預り金	202,109
		前受収益	13,893
		賞与引当金	85,114
		アフターコスト引当金	5,590
固定資産	2,953,124	固定負債	3,237,101
有形固定資産	2,875,406	社債	50,000
建物	1,228,308	長期借入金	3,132,213
構築物	35,678	その他	54,887
機械及び装置	61,614		
車両運搬具	15,452	負債合計	9,379,404
工具、器具及び備品	34,796	(純資産の部)	
土地	1,630,223	株主資本	3,344,489
減価償却累計額	△130,667	資本金	681,120
		資本剰余金	631,340
無形固定資産	6,604	資本準備金	631,120
ソフトウェア	6,604	その他資本剰余金	220
		利益剰余金	2,032,029
投資その他の資産	71,114	利益準備金	10,000
出資金	1,680	その他利益剰余金	2,022,029
長期前払費用	12,834	特別償却準備金	18,864
繰延税金資産	31,514	繰越利益剰余金	2,003,164
その他	25,085	評価・換算差額等	△9,553
		繰延ヘッジ損益	△9,553
資産合計	12,714,340	純資産合計	3,334,935
		負債・純資産合計	12,714,340

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,945,812
売上原価		11,408,360
売上総利益		2,537,451
販売費及び一般管理費		1,299,669
営業利益		1,237,782
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	30	
自動販売機収入	383	
その他	304	764
営業外費用		
支払利息	154,965	
社債利息	412	
支払手数料	22,023	
株式交付費	12,327	
その他	2,335	192,064
経常利益		1,046,482
税引前当期純利益		1,046,482
法人税、住民税及び事業税	352,588	
法人税等調整額	△15,001	337,586
当期純利益		708,896

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成29年4月1日残高	50,000	—	220	220
事業年度中の変動額				
新株の発行	631,120	631,120		631,120
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	631,120	631,120	—	631,120
平成30年3月31日残高	681,120	631,120	220	631,340

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成29年4月1日残高	—	23,640	1,399,492	1,423,132	1,473,353
事業年度中の変動額					
新株の発行					1,262,240
剰余金の配当			△100,000	△100,000	△100,000
利益準備金の積立	10,000		△10,000	—	—
当期純利益			708,896	708,896	708,896
特別償却準備金の取崩		△4,776	4,776	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	10,000	△4,776	603,672	608,896	1,871,136
平成30年3月31日残高	10,000	18,864	2,003,164	2,032,029	3,344,489

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日残高	△14,021	△14,021	1,459,331
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,262,240
剰余金の配当			△100,000
利益準備金の積立			－
当期純利益			708,896
特別償却準備金の取崩			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	4,467	4,467	4,467
事業年度中の変動額合計	4,467	4,467	1,875,603
平成30年3月31日残高	△9,553	△9,553	3,334,935

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社フェイスネットワーク
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米 山 昌 良 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 宗 夫 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェイスネットワークの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社フェイスネットワーク 監査役会

常勤監査役

草 原 裕 之 ㊞

社外監査役

入 山 利 彦 ㊞

社外監査役

石 橋 幸 生 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務体質・経営基盤の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保も確保しながら、利益還元のための株主への配当も重視することを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、平成30年3月16日に東京証券取引所マザーズ市場へ株式上場したことを記念し、以下のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円（普通配当25円、記念配当5円）
総額は149,400,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月27日

第2号議案

取締役1名選任の件

コーポレートガバナンス体制強化のため、取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
まつしたまさみ 松下正美 (昭和23年6月14日生)	昭和48年4月	株式会社協和銀行(現：株式会社りそな銀行) 入行	—
	平成4年12月	共同抵当証券株式会社 出向	
	平成13年9月	株式会社あさひ銀行(現：株式会社りそな銀行) 執行役員就任	
	平成15年9月	株式会社りそな銀行 執行役員退任	
	平成16年2月	昭和リース株式会社 専務取締役就任	
	平成16年6月	同社 代表取締役社長就任	
	平成20年6月	同社 代表取締役社長退任	
	平成20年6月	株式会社レオパレス21 監査役就任	
	平成22年6月	日本プラスト株式会社 監査役就任	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松下正美氏は社外取締役候補者であります。
3. 松下正美氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験を活かし、当社の経営全般に助言を頂戴する事により、コーポレートガバナンス体制強化に寄与していただく事を期待したためであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験もあり、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、取締役候補者松下正美氏が取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

5. 当社は、社外取締役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。松下正美氏が取締役就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
こばやし たきこ 小林多希子 (昭和50年9月26日生)	平成16年11月 平成18年10月	司法試験合格 東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林多希子氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 小林多希子氏を社外監査役の補欠として選任した理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、補欠の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、社外監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。小林多希子氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：東郷記念館「オレンジール」

東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号

交通：JR原宿駅 竹下口より 徒歩約3分

東京メトロ明治神宮前駅 5番出口より 徒歩約3分

(お車でのご来場はご遠慮ください)

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。



株式会社フェイスネットワーク

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号

TEL: 03-6432-9937 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。